

○大津町まちづくり担い手育成事業補助金交付要綱

平成30年8月1日

要綱第20号

(趣旨)

第1条 この要綱は、次代の大津町のまちづくりの担い手となる人材を育成する経費に対し、補助金を交付することにより、「夢と希望がかなう元気大津」の実現を目指すことを目的とし、その交付に関しては、大津町補助金交付規則（昭和60年大津町規則第9号）、大津町補助金交付基準に関する要綱（平成20年大津町要綱第30号）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、大津町のまちづくりに貢献することが期待される人材育成事業とし、次の各号に定めるものを対象とする。

- (1) 人材育成のための先進地研修事業
- (2) 人材育成のための研修講師招へい事業
- (3) まちづくりを行う団体の活動費補助事業

2 前項の規定に係わらず、次の事業は補助対象事業としない。

- (1) 営利目的及び政治的活動、並びに神社・仏閣等の宗教に関するもの（政治的活動には、団体の代表が、国、県、町の議員である場合を含む）
- (2) 国、県又は他の補助事業に該当し、その助成を受けたもの
- (3) 本町の他の補助事業に該当するもの

(補助対象者等)

第3条 補助の対象者は、次の各号に定める団体とする。

- (1) 地域活動団体又はその集合体 地域活動団体とは、行政区、組、その他町内の一定の区域に住所を有するものの地縁に基づいて形成された団体（子ども会、老人会等を含む）
- (2) まちづくり団体又はその集合体 まちづくり団体とは、ボランティア等の団体（規約等を設け、1年以上の活動実績があり、会員が5人以上の団体）であつて、活動内容が公益に資すると認められる活動を行っており、大津町を活動拠点とし、その団体に所属する者の過半数以上が大津町民又は大津町在勤・在学である団体

(3) 町の要請によって組織された団体 公益に資する活動又は研究等のために町が要請し組織された、まちづくりに寄与する団体であつて、他の補助事業の交付や自主財源を有しない団体

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、別表に定めるとおりとし、事業の実施に直接必要な経費とする。ただし、以下の経費は補助の対象としない。

- (1) 団体の構成員に対する人件費、謝礼
- (2) 飲食費(会議等におけるお茶代を除く)
- (3) 用地費
- (4) 地域の施設、設備等の維持管理に係る経費
- (5) 領収書等により事業実施団体が支払ったことが明確に確認できない経費
- (6) その他事業の実施に直接関係のない経費、及び町長が社会通念上適切でないと認めた経費

(補助率及び補助限度額)

第5条 補助金の補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとし、補助金の総額は、予算の範囲内とする。なお補助率は補助対象経費に対する率とし、補助金の交付額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、大津町まちづくり担い手育成事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 大津町まちづくり担い手育成事業計画書(別記様式第2号の1)
- (2) 収支予算書(別記様式第2号の2)
- (3) 団体等に関する調書(別記様式第2号の3)
- (4) まちづくり団体にあつては、規約又は会則並びに会員及び役員名簿
- (5) その他、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する補助金の交付申請があつたときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、大津町まちづくり担い手育成事業補助金交付決定通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

(変更承認等の申請)

第8条 補助金の交付決定を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）は、当該事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は事業内容を変更しようとするときは、大津町まちづくり担い手育成事業補助金変更承認申請書（別記様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、変更の適否を決定したときは、大津町まちづくり担い手育成事業補助金変更承認（申請却下）決定通知書（別記様式第5号）により、通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定団体は、補助事業が完了したときは、完了したときから起算して30日以内に、大津町まちづくり担い手育成事業補助金精算払請求書（別記様式第6号）及び次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 大津町まちづくり担い手育成事業補助金実績報告書（別記様式第7号）
- (2) 収支決算書（別記様式第8号）
- (3) 領収書又はその写し等（明細が確認できるもの）
- (4) 事業報告（別記様式第9号）（第2条第1項第1号に係る先進地研修の場合は、参加者全員それぞれの報告書で様式は任意とする）
- (5) 写真（研修等の内容が確認できるもの4～5枚程度）
- (6) その他必要と認められる書類

(補助金の支払)

第10条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容の審査を行い、交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、大津町まちづくり担い手育成事業補助金確定通知書（別記第10号様式）により、交付決定団体に通知を行い、支払うものとする。

(補助金の概算支払)

第11条 交付決定団体は、補助事業を行う前に補助金の交付を受けようとする場合は、大津町まちづくり担い手育成事業補助金概算払申請書（別記様式第11号）、大津町まちづくり担い手育成事業補助金概算払請求書（別記様式第12号）により請求することができる。

(補助金の返還)

第12条 町長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定した補助金の全部又は一部の返還をさせることができる。

- (1) 補助金の交付決定に付した条件その他この要綱に違反したとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の執行が不相当と認められるとき
- (4) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正な行為があったとき

(事業実施後の責務)

第13条 補助金の交付を受けたものは、知り得た知識、技術等を活かし、大津町のまちづくりに貢献するため努めなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

別表（第4条及び第5条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率及び補助限度額	補助対象者
まちづくり人材育成先進地研修事業	交通費、宿泊費、車両借上げ料、燃料費、教材購入費、その他 事業実施に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・補助率 対象経費の10/10 ・補助限度額 1人5万円かつ1団体30万円を限度額とする 	第3条第1号、第2号、第3号に規定するもの
まちづくり人材育成研修講師招へい事業	講師謝礼金、交通費、講師の宿泊費、教材購入費、その他事業実施に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・補助率 対象経費の10/10 ・補助限度額 講師謝礼金は10万円を限度額、その他は実費とし、補助限度額は20万円とする 	第3条第1号、第2号、第3号に規定するもの
まちづくり団体活動費補助事業	事業の実施に必要な経費 ただし、人件費や施設の運営費等は対象外とする	<ul style="list-style-type: none"> ・補助率 対象経費の5/10 ・補助限度額 30万円 (事業費は60万円) 	第3条第2号、第3号に規定するもの

備考

- 1 補助対象は、1会計年度における補助は1団体、1事業、1回限りとする。
- 2 補助対象経費は実費とするが、交通費、宿泊費については、大津町の一般職の職員の旅費に関する条例（昭和53年条例第10号）により算定した額を超える場合は、超過した額については対象外とする。
- 3 補助対象者が第3条第3号に規定する者の場合、補助率及び補助限度額は別表を基本とするものの、必要に応じて個別に協議することができるものとする。
- 4 まちづくり人材育成先進地研修事業については、公務に支障のない限りで公用バスを使用できるものとする。（但し、使用にあたっては町の規定に準じる。）